

県立スケート場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第16号

県立スケート場条例の一部を改正する条例

第1条 県立スケート場条例（昭和47年岩手県条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）					
1 個人使用の場合の利用料金の上限額				1 個人使用の場合の利用料金の上限額					
区 分	小学校児童 及び中学校 生徒	高等学校生 徒及び学生	一 般	区 分	小学校児童 及び中学校 生徒	高等学校生 徒及び学生	一 般		
普通利用料金の上限額（1回につき）	[略]	円 <u>460</u>	円 <u>650</u>	普通利用料金の上限額（1回につき）	[略]	円 <u>480</u>	円 <u>670</u>		
回数利用料金の上限額（6回につき）	<u>800</u>	<u>2,340</u>	<u>3,270</u>	回数利用料金の上限額（6回につき）	<u>830</u>	<u>2,420</u>	<u>3,390</u>		
定期利用料金の 上限額（1シー ズンにつき）	競技関係者	<u>3,210</u>	<u>9,380</u>	<u>13,080</u>	定期利用料金の 上限額（1シー ズンにつき）	競技関係者	<u>3,330</u>	<u>9,720</u>	<u>13,550</u>
	その他の者	<u>6,420</u>	<u>18,760</u>	<u>26,170</u>		その他の者	<u>6,650</u>	<u>19,430</u>	<u>27,110</u>
附属の設備の利 用料金の上限額	靴（1回に つき）	[略]	<u>400</u>	<u>530</u>	附属の設備の利 用料金の上限額	靴（1回に つき）	[略]	<u>410</u>	<u>550</u>
	[略]					[略]			
[略]				[略]					
2 貸切使用の場合の利用料金の上限額				2 貸切使用の場合の利用料金の上限額					
区 分		料金を徴収 しない場合	料金を徴収 する場合	区 分		料金を徴収 しない場合	料金を徴収 する場合		
アイスホッケーリンクの	土曜日及び休日	円	円	アイスホッケーリンクの	土曜日及び休日	円	円		

利用料金の上限額（1面につき1時間までごとに）		<u>12,200</u>	<u>24,410</u>
	その他の日	<u>9,150</u>	<u>18,310</u>
スピードスケートリンクの利用料金の上限額（1時間までごとに）	土曜日及び休日	<u>29,440</u>	<u>58,880</u>
	その他の日	<u>23,540</u>	<u>47,100</u>
附属の設備の利用料金の上限額	放送設備（1時間までごとに）	<u>660</u>	<u>1,340</u>
	得点表示盤（1式につき1時間までごとに）	<u>1,330</u>	<u>2,650</u>
	[略]		

[略]

利用料金の上限額（1面につき1時間までごとに）		<u>12,640</u>	<u>25,290</u>
	その他の日	<u>9,480</u>	<u>18,970</u>
スピードスケートリンクの利用料金の上限額（1時間までごとに）	土曜日及び休日	<u>30,500</u>	<u>61,000</u>
	その他の日	<u>24,390</u>	<u>48,800</u>
附属の設備の利用料金の上限額	放送設備（1時間までごとに）	<u>680</u>	<u>1,390</u>
	得点表示盤（1式につき1時間までごとに）	<u>1,380</u>	<u>2,740</u>
	[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 県立スケート場条例の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
1 個人使用の場合の利用料金の上限額				1 個人使用の場合の利用料金の上限額			
区分	小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒及び学生	一般	区分	小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒及び学生	一般
普通利用料金の上限額（1回につき）	[略]	円 <u>480</u>	円 <u>670</u>	普通利用料金の上限額（1回につき）	[略]	円 <u>490</u>	円 <u>680</u>
回数利用料金の上限額（6回につき）	<u>830</u>	<u>2,420</u>	<u>3,390</u>	回数利用料金の上限額（6回につき）	<u>840</u>	<u>2,460</u>	<u>3,450</u>
定期利用料金の	競技関係者	<u>3,330</u>	<u>9,720</u>	定期利用料金の	競技関係者	<u>3,390</u>	<u>9,900</u>
			<u>13,550</u>				<u>13,800</u>

上限額（1シーズンにつき）	その他の者	<u>6,650</u>	<u>19,430</u>	<u>27,110</u>
附属の設備の利用料金の上限額	靴（1回につき）	[略]	<u>410</u>	<u>550</u>
	[略]			

[略]

2 貸切使用の場合の利用料金の上限額

区 分		料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合
アイスホッケーリンクの利用料金の上限額（1面につき1時間までごとに）	土曜日及び休日	円 <u>12,640</u>	円 <u>25,290</u>
	その他の日	<u>9,480</u>	<u>18,970</u>
スピードスケートリンクの利用料金の上限額（1時間までごとに）	土曜日及び休日	<u>30,500</u>	<u>61,000</u>
	その他の日	<u>24,390</u>	<u>48,800</u>
附属の設備の利用料金の上限額	放送設備（1時間までごとに）	<u>680</u>	<u>1,390</u>
	得点表示盤（1式につき1時間までごとに）	<u>1,380</u>	<u>2,740</u>
	[略]		

[略]

上限額（1シーズンにつき）	その他の者	<u>6,770</u>	<u>19,790</u>	<u>27,610</u>
附属の設備の利用料金の上限額	靴（1回につき）	[略]	<u>420</u>	<u>560</u>
	[略]			

[略]

2 貸切使用の場合の利用料金の上限額

区 分		料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合
アイスホッケーリンクの利用料金の上限額（1面につき1時間までごとに）	土曜日及び休日	円 <u>12,870</u>	円 <u>25,760</u>
	その他の日	<u>9,650</u>	<u>19,320</u>
スピードスケートリンクの利用料金の上限額（1時間までごとに）	土曜日及び休日	<u>31,060</u>	<u>62,130</u>
	その他の日	<u>24,840</u>	<u>49,700</u>
附属の設備の利用料金の上限額	放送設備（1時間までごとに）	<u>690</u>	<u>1,420</u>
	得点表示盤（1式につき1時間までごとに）	<u>1,400</u>	<u>2,790</u>
	[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。